

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：新型コロナウイルスワクチンの安定的な供給と接種の円滑な実施を求める意見書

(議決日 3月19日)

令和3年2月24日、菅内閣総理大臣は、高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種について、4月12日から開始できるよう政府として準備を進めていく方針を表明した。ワクチン接種により、重症者をできる限り減らし、医療機関の負担を軽減することが期待されている。現在、国主導のもと、市町村ではワクチン接種体制の構築に向けた万全の準備を進めているところである。

今回のワクチン接種は、多くの国民を対象に短期間で実施する前例のない取組であるため、密にならない接種場所や必要人員の確保、ワクチン接種後の副反応が生じた際の対応などの準備を速やかに整える必要がある。

しかしながら、国から供給されるワクチンの量や時期に関する情報が不確定なため、ワクチン接種を行う医師、看護師の確保や接種会場の準備に支障が出始めている。

よって、国におかれては、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 供給されるワクチンの量、供給時期についての詳細な情報を速やかに示すとともに、必要十分なワクチンの安定的な供給を図ること。
- 2 市町村がワクチン接種を実施するに当たり、医療資源に乏しい地域における医師などの人材の確保や、地域の実情に応じた接種体制の整備に伴う財政負担など様々な課題に対し、丁寧かつ必要な支援を講ずること。
- 3 ワクチン接種の有効性をはじめ、社会的意義や接種に関わる様々な情報を国民に対し、具体的に周知するとともに、副反応に関する国民の不安を解消し、安心して接種が受けられる環境を整えること。
- 4 個人単位の接種状況やワクチン接種後の副反応等の情報を自治体において逐次把握できるシステムの構築を速やかに行うこと。
- 5 国内で変異した新型コロナウイルスの感染が各地で確認されているため、変異株感染者の早期発見と短時間に検出できる検査法の開発など、監視体制の強化を図ること。
- 6 国民にワクチンを早期に供給できるよう、国内の製薬会社に対する臨床試験の研究費や生産体制の整備に対するさらなる支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
経済再生担当大臣、デジタル改革担当大臣、内閣府特命担当大臣

議員提出議案第2号：熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議

(議決日 3月19日)

本県の交通事故情勢は、昨年、発生件数が14年連続、負傷者数は16年連続でそれぞれ減少し、死者数にあつては46人と統計上記録が残る昭和23年以降で最少となった。これは警察、地方公共団体、関係機関団体のみならず県民を挙げた長年の努力の成果であると考えられる。

しかしながら、依然として予期せぬ交通事故により尊い命が失われていることに目を背けてはならず、さらなる交通死亡事故の減少を目指して一層の努力が不可欠である。

特に本県では、信号機のない横断歩道での車両の停止率が3割以下であることや、いまだに飲酒運転などの悪質危険な行為が横行している現状を踏まえ、熊本県の持続的発展のため安全で快適な交通環境を整備していく上でも、県民一人一人の交通安全意識の高揚と交通マナーのさらなる向上に努めていかなければならない。

よって、熊本県議会は、特に交通安全効果が確認できる下記の事項について県民一丸となって取り組んでいくことで、交通安全に対する県民の気運を醸成し、交通事故のない安全で安心な交通社会の実現を図っていくことを宣言する。

記

1 歩行者の安全確保～特に横断歩道における歩行者保護の徹底

- ・ 運転者は、歩行者による横断歩道通行の安全に配慮する。
- ・ 歩行者は、横断歩道が付近に設置されている場合には、横断歩道を渡る。
- ・ 道路管理者は、引き続き歩行者が安心して通行できる道路環境を整備する。
- ・ 警察は、横断歩道を見やすく分かりやすく整備するとともに交通安全についてさらなる啓発を行う。
- ・ 学校教育では、子供に対し安全な道路の横断方法などの交通安全について教育・指導する。

2 飲酒運転の根絶

3 シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

4 自転車の安全利用の徹底

以上、決議する。

議員提出議案第3号：性犯罪に関する刑法改正を求める意見書

(議決日 3月19日)

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に長年にわたって多大な苦痛を与え続ける悪質重大な犯罪である。平成29年(2017年)には、刑法の性犯罪規定について、強姦罪を強制性交等罪として定義を広げ、法定刑の下限を引き上げるなど、およそ110年ぶりに大幅な改正が行われた。

しかし、令和元年(2019年)には被害者の意に反する行為だと認定されながらも無罪とされる判決が相次ぐなど、現行の規定でも不十分であることが指摘されている。また、改正法の附則には、「施行後3

年を目途として」施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。

よって、国におかれては、下記の点を踏まえた性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組むよう強く要望する。

記

1 強制性交等罪の「暴行・脅迫要件」を見直し、被害者が恐怖等により抵抗できない場合、被害者が若年者である場合等に、適切な処罰が行われるよう、抜本的な刑法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、国家公安委員長、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

委員会提出議案第1号：熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

（議決日 2月18日）

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改める。

第29条第1項中「職員をして」を「職員に」に、「調整させ」を「作成させ」に、「署名又は押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県議会における押印を求める手続の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

（公布日 2月24日）

委員会提出議案第2号：熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

（議決日 2月18日）

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「出欠席」を「欠席」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故のため」を「やむを得ない事由のため会議に」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産する場合においては、妊娠中の議員にあっては出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（出産の日が当該予定日以外の日であるときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、出産後の議員にあっては出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間の範囲内において、あらかじめ議長に届け出ることにより、会議を欠席することができるものとし、この場合における届出は、欠席する期間の初日及び末日並びに出産の予定日又は出産の日を明らかにしてしなければならない。

第85条第1項中「及び」を「並びに」に、「住所（法人にあってはその所在地）を記載し、請願者（法人にあってはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」を「氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載しなければ」に改め、同条第2項中「署名又は記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

女性をはじめとする多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるような環境を整備する等のため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

（公布日 2月24日）